

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第154号

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(申請書等の経由)

第2条 第4条に規定する申請書及び第14条に規定する届出書は、製造所又は加工所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、市長に提出しなければならない。

2 保健所長に提出する申請書又は届出書(法第58条第1項の規定によるものを除く。)は、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、保健所長に提出する第16条の規定による届出書は、製造若しくは販売をし、又は食品を供与する施設の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して提出しなければならない。

第3条中「厚生労働大臣に提出する申請書は正副3通を、」を削り、「届書は」を「届出書は、」に、「製品検査申請書は」を「次条に規定する申請書にあっては、」に改め、「とする。」を削る。

第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式、第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分及び第11号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)